

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

千葉県知事
熊谷 俊人

殿

提出者 〒289-2511

住 所 千葉県旭市イの1326番地

氏 名 地方独立行政法人
総合病院国保旭中央病院
理事長 吉田 象二

電話番号 0479-63-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

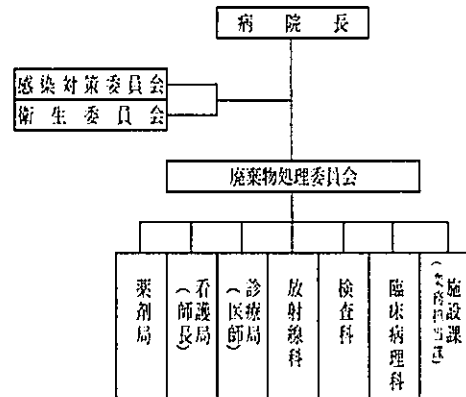
事業場の名称	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院
事業場の所在地	千葉県旭市イの1326番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P-医療、福祉
② 事業の規模	医療業 病床数 989床
③ 従業員数	職員数 2,169名 (日々雇用含む)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	処理工程図 特別管理産業廃棄物 <pre> graph LR subgraph "特別管理産業廃棄物" A[感染性廃棄物] --> B[病棟・外来] C[腫瘍・病理] --> B D[手術室] --> B E[産科病棟各冷凍庫] --> B F[注廃油主シリン] --> G[病理] H[産油(引水性産油)] --> I[薬剤局] J[腫瘍腫] --> I end B -- "整備が回収" --> K[廃棄物保管庫] B -- "業者が回収" --> L[中間処分業者(焼却)] K -- "立会い" --> L G -- "病理が運搬" --> M[廃油保管庫] M -- "立会い" --> N[最終処分業者(焼却)] I -- "立会い" --> O[最終処分業者(焼却)] I -- "立会い" --> P[最終処分業者(焼却)] L --> Q[最終処分業者(埋立)] </pre>

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理組織責任者	所属	副院長	臨床医師
廃棄物担当組織名	組織名	廃棄物処理委員会 廃棄物担当組織人数 17人	
処理計画組織規定	名称	旭中央病院廃棄物処理委員会	
	概要	・院内感染対策委員長を委員長、感染対策室看護部長を副委員長、廃棄物排出部・科及び業務担当課の長をもって委員会を構成 ・委員会開催時の内容は病院長に報告 ・委員会にて廃棄物処理マニュアルの確認、部署ラウンドを実施し、必要部署・関係者等へ指導・連絡を行う	
	情報管理方法	・具体的事項は業務担当課長が統括指導 ・感染対策委員会、看護部長会のメンバーを委員とし、排出部署・各委員会等との連携を容易にしている	



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	排出量	564.913 t	2.278 t
	（これまでに実施した取組） 排出量については患者数に左右されており、年間を通してみなければわからない部分がある。再生容器（エコペール）等の使用で環境保護に取り組んでいる。また、院内ラウンドを実施し、廃棄・分別が適切に行われているかを委員会にて確認している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	排出量	593.158 t	2.391 t
	（今後実施する予定の取組） 感染予防のために使われる使い捨ての手袋やガウンなどの廃棄物を削減することは難しい。また、患者数及び治療内容によって変化するため、排出抑制には難しい面もあるが、引き続き環境保護に重点を置き、前年度よりも増加を+5%までに抑えられるように努力していきます。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 容器・袋等の色分けをし、ハザードマークを付け、一目でわかるように分別を行っています。容器周辺の床にトラテープでゾーニングしています。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 委員会でのラウンドだけでなく、部署でのラウンド実施。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	全処理委託量	564.913 t	2.278 t
	優良認定処理業者への処理委託量	504.203 t	2.278 t
	再生利用業者への処理委託量	60.71 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	業者選定条件として1日当たりの焼却炉の処理能力や不測の事態に備えて再委託契約の締結等を設定		

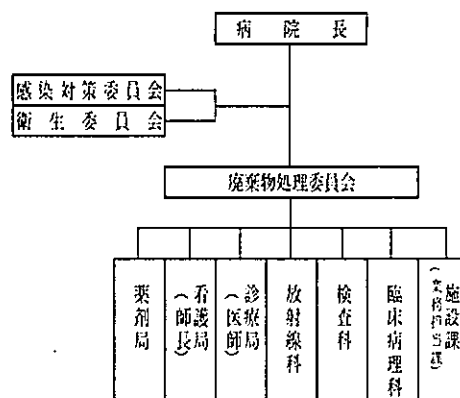
(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	全 処 理 委 託 量	593.158 t	2.391 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用業者への委託検討		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	567.191	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済。		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理組織責任者	所 属	院 長	臨 医 師
廃棄物担当組織名	組織名	廃棄物処理委員会 廃棄物担当組織人数 17人	
処理計画組織規定	名 称	旭中央病院廃棄物処理委員会	
	目 要	・院内感染対策委員長を委員長、感染対策室看護部長を副委員長、廃棄物排出部・科及び業務担当課の長をもって委員会を構成 ・委員会開催時の内容は病院長に報告 ・委員会にて廃棄物処理マニュアルの確認、部署ラウンドを実施し、必要部署・関係者等へ指導・連絡を行う	
	情報管理方法	・具体的事項は業務担当課長が統制指導 ・感染対策委員会、看護部長会のメンバーを委員とし排出部署・各委員会等との連絡を密にしている	



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	排 出 量	0 t	0.025 t
	（これまでに実施した取組） 排出量については患者数に左右されており、年間を通してみなければわからない部分がある。再生容器（エコペール）等の使用で環境保護に取り組んでいる。また、院内ラウンドを実施し、廃棄・分別が適切に行われているかを委員会にて確認している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	排 出 量	0.02 t	0.025 t
	（今後実施する予定の取組） 感染予防のために使われる使い捨ての手袋やガウンなどの廃棄物を削減することは難しい。また、患者数及び治療内容によって変化するため、排出抑制には難しい面もあるが、引き続き環境保護に重点を置き、前年度よりも増加を+5%までに抑えられるように努力していきます。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 容器・袋等の色分けをし、ハザードマークを付け、一目でわかるように分別を行っています。容器周辺の床にトラテープでゾーニングしています。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 委員会でのラウンドだけでなく、部署でのラウンド実施。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	全処理委託量	0 t	0.025 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	0.025 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	業者選定条件として1日当たりの焼却炉の処理能力や不測の事態に備えて再委託契約の締結等を設定		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	全 処 理 委 託 量	0.2 t	0.025 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用業者への委託検討		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0.025	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。